

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月27日
【発行者の名称】	ONE GROUP株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 文彦
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
【電話番号】	(06)6787-1818 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 南海 幸介
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ONE GROUP株式会社 https://www.1group.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第48期中	第49期中	第50期中	第48期	第49期
決算年月	自2023年7月1日 至2023年12月31日	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	3,425,612	3,251,858	3,685,527	6,673,713	6,850,732
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△127,702	△68,429	79,824	△185,051	141,252
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 中間純損失 (△) (千円)	△160,422	△56,394	130,831	146,995	185,488
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△169,449	△66,821	163,431	174,793	166,987
純資産額 (千円)	1,564,928	1,842,349	2,089,589	1,909,170	1,926,157
総資産額 (千円)	9,441,469	9,268,060	9,267,216	9,581,997	9,141,869
1株当たり純資産額 (円)	1,822.38	2,180.66	2,601.39	2,252.88	2,402.95
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間純損失 (△) (円)	△205.66	△72.29	167.73	188.45	237.80
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.1	18.4	21.9	18.3	20.5
自己資本利益率 (%)	—	—	6.7	8.9	10.2
株価収益率 (倍)	—	—	2.9	2.6	2.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	110,551	236,241	425,007	339,309	920,102
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△121,728	△169,572	△194,241	△199,380	△297,699
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△205,026	△378,610	△29,332	△313,658	△890,364
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,462,260	1,198,362	1,446,501	1,511,559	1,239,328
従業員数 (人)	581	569	563	573	558
(外、平均臨時雇用者数)	(19)	(20)	(32)	(21)	(26)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益について、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。
2. 自己資本利益率及び株価収益率については、第48期中間期及び第49期中間期は親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 第48期中間期、第48期、第49期中間期及び第49期の連結財務諸表及び中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人による監査及び中間監査を受けております。また、第50期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
金属部品加工事業	563（32）
合計	563（32）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	27
---------	----

（注）当社は、金属部品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

発行者には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。また、一部の連結子会社に労働組合が結成されておりますが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日）における世界経済は、米国の関税政策については、各国との税率合意が進み、産業界を取り巻く不透明感は和らぎつつあるものの、一部の国では交渉が継続しています。また、中国経済の減速懸念や中東情勢の緊張などが依然として下振れリスクとして存在しております。

日本経済は、物価上昇や為替変動の影響が残る中で、個人消費や設備投資に緩やかな回復の動きが見られました。輸出関連産業では、自動車分野を中心に一部で調整があったものの、外部環境に対する不確実性がやや後退しており、企業マインドには一定の安定感が戻りつつあります。製造業では、特に中小企業を中心に人手不足が深刻化しており、生産性向上や自動化投資への関心が高まっているものの、依然として慎重な判断が求められる状況が続いています。

当社グループが属する金属加工業界、特に工作機械業界について、日本工作機械工業会が発表した2025年12月の工作機械受注額（確報値）は前年同月比10.9%増の1,586億円であり、前年同月比は6か月連続でプラスとなりました。他方、自動車業界におきましては、一部メーカーでは車載用半導体の供給制約があり、生産調整を余儀なくされた影響もみられました。日本自動車販売協会連合会が発表した2025年12月の国内新車販売台数は211,909台であり、6か月ぶりに前年同月比を上回りました。

このような事業環境のもと、当社グループは、労務費をはじめとする原価上昇に対し、販売価格への転嫁を積極的に進めるなど採算性の改善に努めてまいりました。また、金属加工研究所を中心に技術営業を展開することで、新たな顧客ニーズの発掘と新規取引先の開拓を推進いたしました。

この結果、工作機械メーカーを中心に需要が回復に向かったことにより、当中間連結会計期間における売上高は3,685,527千円（前年同期比13.3%増）となりました。利益面については、売上高の増加に加え固定費削減が進んだことにより営業利益91,445千円（前年同期は営業損失63,951千円）となり、経常利益については79,824千円（前年同期は経常損失68,429千円）となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は法人税等調整額△66,463千円の計上等により130,831千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失56,394千円）となりました。

なお、当社グループは金属部品加工事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,446,501千円で、前連結会計年度末に比べ207,172千円増加しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は425,007千円（前年同期は236,241千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益74,322千円、減価償却費278,172千円、仕入債務の増加額43,779千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は194,241千円（前年同期は169,572千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出170,393千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は29,332千円（前年同期は378,610千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出539,489千円、リース債務の返済による支出69,843千円、長期借入れによる収入630,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,261,459	104.1
(株)セイエン (千円)	191,174	93.2
(株)三翔精工 (千円)	422,415	155.0
(株)フジタイト (千円)	173,718	87.3
広進工業(株) (千円)	192,706	108.4
(株)オイダ製作所 (千円)	750,366	108.3
欧億達機械零件(青島) 有限公司 (千円)	79,500	171.6
合計 (千円)	3,071,342	109.5

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,640,676	107.5
(株)セイエン (千円)	281,895	100.0
(株)三翔精工 (千円)	642,416	113.3
(株)フジタイト (千円)	117,727	127.4
広進工業(株) (千円)	184,961	105.4
(株)オイダ製作所 (千円)	808,076	109.3
合計 (千円)	3,675,754	108.7

(注) 欧億達機械零件(青島)有限公司については、金額的に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,509,835	105.2
(株)セイエン (千円)	288,126	96.7
(株)三翔精工 (千円)	612,191	147.7
(株)フジタイト (千円)	119,696	108.1
広進工業(株) (千円)	204,392	102.7
(株)オイダ製作所 (千円)	842,610	114.4
欧億達機械零件(青島) 有限公司 (千円)	108,674	185.5
合計 (千円)	3,685,527	113.3

(注) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ヤンマーホールディングス(株)	580,994	17.9	669,494	18.2
京セラ(株)	—	—	444,257	12.1

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月22日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviserとの契約について)

当社は(株)東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年3月27日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は、J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続き又は更生手続きを行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が法律に規定する破産手続、再生手続若しくは更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合、なお、これに準ずる状態になった場合とは、当該aからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合などをいうものとし、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理

を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとして、当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等の交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する事由以外の事由により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場子会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当てにより支配株主が異動した場合（当該割当てにより支配株主が異動した場合及び当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく棄損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承諾する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行にかかる決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく棄損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は相当の期間（特段の事情がない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は4,081,211千円となり、前連結会計年度末に比べ213,060千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が213,184千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は5,186,004千円となり、前連結会計年度末に比べ87,713千円減少いたしました。これは主に、建物及び構築物が55,144千円減少、機械装置及び運搬具が29,256千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は2,982,535千円となり、前連結会計年度末に比べ57,259千円増加いたしました。これは主に、1年以内返済予定の長期借入金が112,619千円増加、短期借入金が50,000千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は4,195,091千円となり、前連結会計年度末に比べ95,343千円減少いたしました。これは主に、繰延税金負債が66,267千円減少、長期リース債務が23,124千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は2,089,589千円となり、前連結会計年度末に比べ163,431千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益130,831千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において「2【設備の新設、除却等の計画】」に記載の重要な設備計画の完了したものを除き、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものはありません。

(2) 重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画のうち、完了したものは次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月	完成後の増加能力
㈱オイダ製作所	㈱オイダ製作所 本社工場 (岐阜県大垣市)	生産用設備	21,350	2025年12月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、測定が困難なため記載を省略しております。

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について次のとおり変更しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
㈱オージック	㈱オージック 精密歯車製造事業 本社工場 (大阪府東大阪市)	生産用設備	48,680	—	自己資金	2025年6月	2026年3月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、測定が困難なため記載を省略しております。

(3) 重要な設備の除却

生産能力に重要な影響を及ぼす設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,200,000	3,899,990	1,300,010	1,300,010	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	5,200,000	3,899,990	1,300,010	1,300,010	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者1(注)1
新株予約権の数(個) ※	110,000(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 110,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	585(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2024年10月1日～2035年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 585 資本組入額 292.5(注)4
新株予約権の行使条件 ※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※当中間連結会計期間末(2025年12月31日)における内容を記載しております。公表日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当中間連結会計期間の末日における内容から変更がないため、公表日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金585円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024年6月期から2028年6月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が、500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、上記の親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、「オージックグループ株式会社（現ONE GROUP株式会社）第1回新株予約権 発行要領」の5.新株予約権の取得に関する事項（1）における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付又は当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、5.に基づき再編対象会社（5.に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 新株予約権1個未満の行使は認めない。
- ⑦ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、又は業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社又はその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	—	1,300,010	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(株)フォワード	奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目1番28号	546,007	70.00
田中 文彦	奈良県生駒郡平群町	103,003	13.21
田中 純子	奈良県生駒郡平群町	89,700	11.50
田中 汰樹	奈良県生駒郡平群町	41,200	5.28
中野合金(株)	富山県中新川郡立山町353	100	0.01
計	—	780,010	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式520,000株があります。

3. (株)フォワードは、代表取締役社長田中文彦の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 520,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 780,000	7,800	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10	—	—
発行済株式総数	1,300,010	—	—
総株主の議決権	—	7,800	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式 (株)	他人名義所有 株式 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) ONE GROUP(株)	大阪府東大阪市川 俣一丁目1番41号	520,000	—	520,000	40.00
計	—	520,000	—	520,000	40.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年3月13日
付与対象者の区分及び人数	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年7月から2025年12月については、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員状況】

前連結会計年度に係る発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員
の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)の中間連結財務諸表について、東陽監査法人による期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第49期連結会計年度及び第49期事業年度 ひかり監査法人

第50期連結会計年度及び第50期事業年度 東陽監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,273,329	1,486,513
受取手形及び売掛金	785,754	722,394
電子記録債権	532,069	566,087
製品	397,663	423,477
仕掛品	506,173	513,704
原材料	232,684	232,754
前払費用	95,869	45,081
その他	44,607	91,199
流動資産合計	3,868,151	4,081,211
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,704,918	1,649,774
機械装置及び運搬具（純額）	1,097,770	1,068,513
土地	1,489,648	1,489,648
リース資産（純額）	531,361	510,046
その他（純額）	91,350	111,106
有形固定資産合計	4,915,049	4,829,088
無形固定資産		
のれん	108,188	95,904
ソフトウェア	10,276	12,928
ソフトウェア仮勘定	90,639	87,154
無形固定資産合計	209,104	195,987
投資その他の資産		
投資有価証券	6,576	7,837
繰延税金資産	20,038	19,851
その他	122,948	133,239
投資その他の資産合計	149,563	160,928
固定資産合計	5,273,717	5,186,004
資産合計	9,141,869	9,267,216

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	341,086	369,572
電子記録債務	155,224	171,521
短期借入金	200,000	150,000
1年以内償還予定の社債	300,000	300,000
1年以内返済予定の長期借入金	1,048,980	1,161,599
リース債務	128,761	128,960
未払金	220,932	167,479
営業外電子記録債務	1,539	83
未払法人税等	20,303	7,945
未払消費税等	82,271	83,710
賞与引当金	144,196	136,503
その他	281,980	305,157
流動負債合計	2,925,276	2,982,535
固定負債		
長期借入金	3,247,124	3,225,016
リース債務	444,065	420,940
繰延税金負債	175,579	109,311
退職給付に係る負債	394,495	410,651
その他	29,170	29,170
固定負債合計	4,290,435	4,195,091
負債合計	7,215,711	7,177,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	779,153	779,153
利益剰余金	1,306,863	1,437,694
自己株式	△252,720	△252,720
株主資本合計	1,843,297	1,974,128
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△689	25
為替換算調整勘定	31,719	54,960
その他の包括利益累計額合計	31,030	54,985
新株予約権	110	110
非支配株主持分	51,720	60,364
純資産合計	1,926,157	2,089,589
負債純資産合計	9,141,869	9,267,216

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	3,251,858	3,685,527
売上原価	2,763,764	3,057,049
売上総利益	488,093	628,477
販売費及び一般管理費	※ 552,045	※ 537,032
営業利益又は営業損失(△)	△63,951	91,445
営業外収益		
受取利息	1,250	1,288
受取配当金	46	50
助成金収入	1,784	2,082
社宅使用料	3,046	2,483
受取損害賠償金	600	3,312
その他	7,729	3,858
営業外収益合計	14,457	13,076
営業外費用		
支払利息	17,511	21,680
為替差損	696	1,610
その他	728	1,406
営業外費用合計	18,935	24,697
経常利益又は経常損失(△)	△68,429	79,824
特別利益		
固定資産売却益	989	17
国庫補助金	3,122	—
保険解約返戻金	16,907	—
特別利益合計	21,019	17
特別損失		
固定資産売却損	78	0
固定資産除却損	1,696	5,518
特別損失合計	1,775	5,518
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△49,185	74,322
法人税、住民税及び事業税	5,702	7,002
法人税等調整額	4,178	△66,463
法人税等合計	9,881	△59,461
中間純利益又は中間純損失(△)	△59,066	133,784
非支配株主に帰属する中間純利益又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△2,672	2,953
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△56,394	130,831

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△59,066	133,784
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	503	714
為替換算調整勘定	△8,258	28,932
その他の包括利益合計	△7,754	29,646
中間包括利益	△66,821	163,431
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△63,216	154,786
非支配株主に係る中間包括利益	△3,605	8,644

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)	△49,185	74,322
減価償却費	294,068	278,172
のれん償却額	12,284	12,284
固定資産売却損益 (△は益)	△910	△17
固定資産除却損	1,696	5,518
国庫補助金	△3,122	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	118	△7,696
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△3,112	16,156
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△10,824	—
受取利息及び受取配当金	△1,296	△1,338
支払利息	17,511	21,680
売上債権の増減額 (△は増加)	38,993	31,847
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△61,816	△29,540
仕入債務の増減額 (△は減少)	△30,892	43,779
未払金の増減額 (△は減少)	△74,254	△21,848
契約負債の増減額 (△は減少)	61,087	15,885
未払費用の増減額 (△は減少)	△28,007	△8,403
その他	87,198	34,766
小計	249,536	465,570
利息及び配当金の受取額	1,296	1,327
利息の支払額	△17,562	△21,583
法人税等の支払額	△10,705	△20,306
法人税等の還付額	13,677	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	236,241	425,007
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△28,000	△16,700
有形固定資産の取得による支出	△177,494	△170,393
有形固定資産の売却による収入	7,006	59
無形固定資産の取得による支出	△13,306	△7,451
投資有価証券の売却による収入	40,846	—
その他	1,375	242
投資活動によるキャッシュ・フロー	△169,572	△194,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△60,000	△50,000
長期借入れによる収入	350,000	630,000
長期借入金の返済による支出	△573,287	△539,489
リース債務の返済による支出	△95,323	△69,843
財務活動によるキャッシュ・フロー	△378,610	△29,332
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,255	5,739
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△313,197	207,172
現金及び現金同等物の期首残高	1,511,559	1,239,328
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,198,362	※ 1,446,501

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	82,614千円	77,428千円
給料手当	169,932千円	165,116千円
賞与引当金繰入額	24,845千円	25,949千円
退職給付費用	6,315千円	8,609千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,226,362千円	1,486,513千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△28,000千円	△40,011千円
現金及び現金同等物	1,198,362千円	1,446,501千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは金属部品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位: 千円)

	金属部品加工事業
精密歯車製造事業	1,256,321
大型ねじ等製造事業	178,419
金属パイプ加工事業	297,977
精密微細加工事業	319,292
難削材切削加工事業	205,830
自動車部品切削加工事業	199,104
産業用部品切削加工事業	794,912
顧客との契約から生じる収益	3,251,858
外部顧客への売上高	3,251,858

当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(単位: 千円)

	金属部品加工事業
精密歯車製造事業	1,279,642
大型ねじ等製造事業	230,193
金属パイプ加工事業	288,126
精密微細加工事業	612,191
難削材切削加工事業	119,696
自動車部品切削加工事業	204,392
産業用部品切削加工事業	951,284
顧客との契約から生じる収益	3,685,527
外部顧客への売上高	3,685,527

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
1株当たり純資産額	2,402.95円	2,601.39円

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	△72.29円	167.73円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△56,394	130,831
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△56,394	130,831
普通株式の期中平均株式数(株)	780,010	780,010
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	2023年3月13日取締役会決議の 第1回新株予約権 (新株予約権の数110,000個)	2023年3月13日取締役会決議 の第1回新株予約権 (新株予約権の数110,000個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月27日

ONE GROUP 株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 川越 宗一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 玉田 優樹
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている ONE GROUP 株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ONE GROUP 株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年6月30日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2025年3月28日付けで無限定有用意見を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年9月22日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。